

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 都市計画課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
都市計画法	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可	令和7年4月1日
1 根拠条項 第65条第1項 第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 関係条項 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第40条 2 審査基準 事前に具体的に基準を定めることが困難であり、事案ごとに施行者の意見を踏まえ都度判断する。 3 標準処理期間 30日		